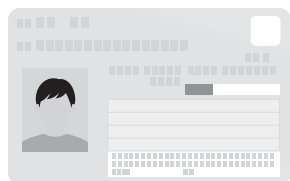
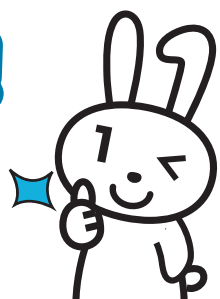


マイナンバーカードは安全です!

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されていません。また、偽造防止のためのさまざまなセキュリティ対策が施されています。

◎問い合わせ マイナンバーカードサポートセンター ☎23-2774



Q1 マイナンバーカードを落としたら?

顔写真入りのため、第三者がなりすますことはできません。マイナンバーカードの利用には、暗証番号による認証が必要なため、他人が悪用することは困難です。

Q2 マイナンバー12桁の数字を他人に見られたら?

マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類などでの本人確認が必要なため、悪用はできません。

Q3 個人情報は大丈夫?

ICチップ部分には、税や年金などの情報は入っていません。「健康保険証としての利用申込」や「公金受取口座の登録」をしても、「薬剤情報」や「口座情報」などは記録されません。

- ・カードの紛失や盗難の場合は、**24時間365日体制で一時的利用停止が可能!** (マイナンバーカード総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178)
- ・利用する機能ごとに暗証番号を設定でき、**一定回数間違えると機能ロック!**
- ・不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み!**

POINT セキュリティ対策も万全!

必ず防犯登録を行い、自宅であっても施錠し、二重ロックを心掛けましょう。



少しの注意で防げる自転車盗難
自転車盗難の原因として多いのが無施錠です。都城警察署管内の自転車盗難被害件数は、8月末時点で92件。そのうち無施錠は80件と約9割を占めています。

一方で、暴行や傷害、脅迫などの粗暴犯、詐欺や横領などの知能犯も本市で発生しています。

刑法犯の認知件数
今年の都城警察署管内の刑法犯認知件数(8月末時点)は、422件で県内ワースト3位となっています。特に、万引きや自転車窃盗などの窃盗犯罪が多く、293件と約7割を占めています。

◎問い合わせ

総務課
都城警察署
☎23-7183
☎24-0110

特殊詐欺に注意!

近年急増している特殊詐欺。令和7年の県内における被害総額は14億円を超えていて、本市でも被害が報告されています。

相手はプロの詐欺集団で、だまされるはずがないと思っていた人たちが次々に被害に遭っている状況です。少しでも不安に感じたら、警察署や家族などに相談することが大切です。

安全なまちにするために

「自分は大丈夫」という過信は油断を生み、油断は犠牲を生むものです。一方で、現状に関心を持ち、環境を整えることで犯罪は減らせます。



安全・安心なまちづくり 「犯罪の起きにくい都城を目指して」

税金は納付期限までに納めましょう



税金は、福祉や教育、生活環境整備など行政サービスを提供するための重要な財源です。私たちが健康で豊かな生活を送るために欠かせない税金を、定められた期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 市税について 納税管理課 ☎23-2126
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 ☎23-7144
介護保険料について 介護保険課 ☎23-2596

納期内納付と自主納付が原則
市が扱う税金には、市県民税や固定資産税、軽自動車税、法人市民税のほか、国民健康保険税などがあります。税金は納期内納付と自主納付が原則です。

納税は便利な口座振替で

納付忘れを防ぐには、口座振替が便利です。インターネットを利用した「Web口座振替受付サービス」では個人の口座であれば、口座振替依頼書の記入や届出印が不要で、金融機関に出向く必要もなく、パソコンやスマートフォンなどで申し込みできます。

利用できる金融機関など詳しくは、市ホームページを確認ください。

※従来通り、市内の金融機関窓口での申し込みも可能

アプリなどでも支払いが可能に

eマークが記載されている納付書では、24時間365日、eお支払サイトや各種スマホアプリなどで支払いが可能です。詳しくは、eお支払サイトを確認ください。

※市県民税(普通徴収)および森林環境税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税が対象



納付忘れも「滞納」です

納付期限までに納付しないことを「滞納」といいます。うっかりや不注意による納付忘れであっても「滞納」になります。納付期限を過ぎると本税のほか、督促手数料や延滞金も併せて納めなければなりません。

期限までに納付できないとき

病気や失業、災害など、やむを得ない理由で納付が困難になった人のために、納税相談を随時行っています。納付が困難になった際は、そのまま放置せず、早めに相談ください。平日は16時30分まで相談を受け付けています。

※木曜日は、納税管理課と保険年金課で19時まで受け付け

滞納が続くと滞納処分されます

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが「滞納処分」です。滞納の状態が続くと、滞納している人の財産(預貯金や給与、生命保険、不動産など)を差し押さえて、滞納している市税に充当します。場合によっては、滞納者宅の捜索や自動車のタイヤロックを行い、公売します。滞納処分は、本人承諾の有無に関わらず行います。

勤めている人の納付方法

会社などに勤めている人の市県民税は、特別徴収制度による給与差し引きになっています。同制度は、雇用主が従業員の給与から預かって納入する制度です。雇用主の皆さんは、納入期限までに納入ください。

雇用主の皆さんへ

従業員が市税などを滞納している場合、会社員に給与などの調査を依頼することがあります。調査への協力をお願いします。

11月以降の税金および保険料の納付期限

税目	納期	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)
固定資産税			●		●	
市県民税				●		
国民健康保険税		●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料		●	●	●	●	
介護保険料		●	●	●	●	